

第23回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年2月27日 13:30～15:00

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室

3. 出席委員 2番 山崎 隆史委員 3番 福西 範委員 5番 大坂 博文委員
6番 金子 靖委員 7番 村上 正人委員 8番 佐藤 裕司委員
9番 稲場 洋二委員 10番 細川 裕委員 11番 野村 照明委員
13番 松下 裕幸委員 15番 熊坂 隆雄委員 16番 田井 克廣委員
17番 野澤 勲委員 18番 廣瀬女公美委員 19番 佐藤 泰正委員
20番 清水 幸治委員 21番 浅野 徳昭委員

(以上 17名)

4. 欠席委員 1番 志賀 忠浩委員 4番 成田 俊英委員 12番 大畑 礼子委員
14番 菊池 利治委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗
(以上 6名)

会議録署名委員の指名 5番 大坂 博文委員
7番 村上 正人委員

6. 議事日程

会期決定について 令和2年 2月 27日 (1日)

報告第49号 農業経営証明願について
報告第50号 農業委員会のあっせん証明願について
議案第113号 河川法第34条許可申請に係る進達について
議案第114号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第23回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に5番、大坂博文委員、7番、村上正人委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日2月27日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありました。報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長



質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第49号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは議案書3ページにございます、報告第49号「農業経営証明願」についてご報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書4ページの表の1番ですが、の氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、1月28日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、2月3日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業経営証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第50号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の5ページにございます、報告第50号「農業委員会のあっせん

証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で1件と音別地区で7件の申請がございました。

議案書6ページの表の1番ですが、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月12日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の4番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の5番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の6番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月7日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の7番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月10日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の8番は、■■■■氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、2月12日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、8件の「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第50号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

それでは、議案第113号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致

議長
野村会長

委員
委員一同

委員
野澤委員

します。
事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書7ページにございます議案第113号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書8ページの表の1番ですが、資料は9ページと10ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地、[]及び[]の合計 []㎡について、[]氏が畑及び採草地として占有許可を受けていた権利を、[]氏に譲渡するため申請があったものでございます。

以上の1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第113号「河川法第34条許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第113号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の11ページにございます、議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で4件と音別地区で3件の計画がございました。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書12ページの表の1番は、資料が15ページと16ページにございます。

氏が所有する、
、他3筆、合計 m^2 の農用地について、
氏に年間 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行う
ものであります。

次に、表の2番は、資料が15ページと17ページにございます。

氏が所有する、
の内、面積 m^2 の農用地について、
氏に年間 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うもので
あります。

次に、表の3番は、資料が15ページと18ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、面積 m^2 の農用地につ
いて、
氏に年間 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うも
のであります。

次に、表の4番は、資料が15ページと19ページにございます。

氏が所有する、
、面積 m^2 の農用地について、
氏に年間 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであり
ます。

次に、議案書13ページの表の5番は、資料が20ページと21ページにございま
す。

氏が所有する、
、他4筆、 m^2 の農用
地について、
へ 円で売買による所有権移転を
行うものです。

次に、表の6番は、資料が22ページから29ページにございます。

氏が所有する、
、他21筆、合計 m^2 の農用地
について、
へ 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書14ページの表の7番は、資料が30ページから34ページにござい
ます。

氏が所有する、
、他32筆、合計 m^2
の農用地について、
へ売買による所有権移転を行うものです。

以上、7件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお
願い致します。

議長
野村会長

それでは、審議を行います。議事参与の制限から、1番から4番の案件につしま
しては、私の親族に関する案件ですので私が退室します。また1番は稲場委員も退室
となります。

したがって、議事参与の制限により退室する委員がおりますので、審議の順序
について、はじめに5番から7番を審議し、次に1番の審議を行い、その後に2番か
ら4番の審議をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに5番から7番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計

画の決定」の5番から7番まで、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、私と稲場洋二委員が退席し、議長を釧路市農業委員会会議規則第3条により会長職務代理者の村上正人委員に代わります。

(野村会長、稲場洋二委員退室)

議長

村上職務代理

職務代理者の村上です。

規則によりまして、会長に代わり議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

村上職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

村上職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定致します。

稲場委員は入室してください。

委員

委員一同

(稲場委員入室)

議長

村上職務代理

続いて2番から4番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

村上職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
村上職務代理

全会一致と認め、議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から4番については、原案のとおり決定致します。
それでは、ここで議長を交代いたします。
野村会長は入室してください。

(野村会長入室)

議長
野村会長

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 2月 27日

議長 野村 照明

署名委員 大 坂 博 文

署名委員 村 上 五 人

